

就学援助システム再構築・運用業務に係る
質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
1	－	－	－	感染症対策の観点から、プロジェクトに係る打合せをリモートで実施させて頂くことは可能でしょうか。	感染症の拡大状況及び、本市が求める要件を満たすことが可能であるか勘案し、妥当と認められる場合は、リモートでの実施も可能とします。
2	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P6	4 システム機能要件 (3) 連携(外部インターフェース)要件	No1住民記録関係について、データ形式が「CSV」、タイミングが「随時バッチ」と記載されています。 ①「随時バッチ」の随時とは、「システムを操作するユーザが任意のタイミングで連携処理を実行できる」という意味でしょうか。 ②貴市のシステム基盤(住民記録関係情報の連携元システム)は、就学援助システム側の連携リクエストに応じて、随時CSVファイルを作成するということでしょうか。その場合、どのような情報を就学援助システムからシステム基盤へリクエストすれば良いのでしょうか。 ③児童生徒情報の連携タイミングに「日次」と記載されています。住民記録関係情報と児童生徒情報の連携タイミングに差異を設けた意図を教えてください。(住民記録関係情報と児童生徒情報の連携タイミングに差異があると、例えば「学齢簿上は児童生徒として情報が存在するが、住民情報には住民登録が存在しない(あるいはその逆)」というようなデータが作成され、各連携情報の整合性が取れなくなる恐れがあると考えます。)	①就学援助システム内に住民情報データベースを構築し、自システム内のデータベースを検索し、就学援助情報と連携する運用を想定しております。このため、当該データベースが常に最新となるよう、住民記録側から随時提供される差分データを、就学援助システム内のデータベースへ随時取り込むことを意味しています。 ②上記のとおり差分データが住民記録側から自動的に随時出力されますので、差分データを就学援助システムで取り込むことを想定しております(就学援助システムへの取込みは「日次」以上とします。) ③学齢簿に対しては住民記録から取得する個人ごとの固有コードを用いて対象者の照会を行い、日次バッチによる連携を行うものであり、上記①、②の住民記録の連携方法と異なります。また、連携情報の不整合が生じる場合は、エラーリスト等により抽出される運用を想定しています。
3	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P6	4 システム機能要件 (3) 連携(外部インターフェース)要件	No1住民記録関係CSVファイルのレイアウト及びデータ型や文字数等の仕様についてご教授下さい。	CSVファイルの仕様は連携システムの改修業務の受託業者決定後、就学援助側の仕様を元に設計していくことになるため、現時点では決まっておりません。
4	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P6	4 システム機能要件 (3) 連携(外部インターフェース)要件	No2児童生徒情報CSVファイルのレイアウト及びデータ型や文字数等の仕様についてご教授下さい。	CSVファイルの仕様は連携システムの改修業務の受託業者決定後、就学援助側の仕様を元に設計していくことになるため、現時点では決まっておりません。
5	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P6	4 システム機能要件 (3) 連携(外部インターフェース)要件	No3税(所得)情報CSVファイルのレイアウト及びデータ型や文字数等の仕様についてご教授下さい。	CSVファイルの仕様は連携システムの改修業務の受託業者決定後、就学援助側の仕様を元に設計していくことになるため、現時点では決まっておりません。
6	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P6	4 システム機能要件 (3) 連携(外部インターフェース)要件	No4児童扶養手当受給情報CSVファイルのレイアウト及びデータ型や文字数等の仕様についてご教授下さい。	CSVファイルの仕様は連携システムの改修業務の受託業者決定後、就学援助側の仕様を元に設計していくことになるため、現時点では決まっておりません。

就学援助システム再構築・運用業務に係る
質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
7	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P6	4 システム機能要件 (3) 連携(外部インターフェース)要件	No5生活保護受給情報CSVファイルのレイアウト及びデータ型や文字数等の仕様についてご教授下さい。	CSVファイルの仕様は連携システムの改修業務の受託業者決定後、就学援助側の仕様を元に設計していくことになるため、現時点では決まっておりません。
8	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P8	5 システム非機能要件 (5) 情報セキュリティ要件 ア 権限設定	システムの認証に関して、貴市が別途調達する手のひら静脈認証装置によりログインする旨の記載があります。 ①ペンダ名及び製品名を教えてください。 ②ユーザの新規登録、ログイン時のユーザ照会処理、既存ユーザの静脈再登録などは手のひら静脈認証装置側のプラットフォームで実現される認識で良いでしょうか。その場合、ログイン時はどのようにリクエストすれば良いのでしょうか。(本事業受注者と手のひら静脈認証装置側受注者間での調整が必要でしょうか。) ③手のひら静脈認証に係る環境構築については、構築費用に含まない認識で間違いはないでしょうか。 ④現状のOSまでのログインの際に使用している認証システムを教えてください。	①富士通「PalmSecure-F Light」または同等品を導入予定です。 ②上記①のデバイスを用いてIDやパスワード入力を代行するクライアントソフトウェアを本市が別途調達します。本ソフトによるログオンに関して、手のひら静脈認証装置側受注者間との事前打合せ、検証(テスト)を行うことは必須作業となります。 ③上記②のとおり、手のひら静脈認証にかかる構築は費用に含まれません。 ④認証システムはICカードを利用しており、必須ソフトウェアとして、同カードドライバを使用しています。
9	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P12	9 テスト要件 (2) 外部システムデータ連携テスト	「連携元システムの保守・改修業者の求めに応じて実施すること」とあります。 ①各連携元システム毎に保守・改修業者が存在する認識で良いでしょうか。 ②貴市と本事業の受注者間で、保守・改修業者と打合せが必要と判断された場合、保守・改修業者にかかる作業費は、本事業の受注者が工面する必要はない認識です。正しいでしょうか。(本事業受注者が工面する必要がある場合は、お見積り及び見積前提をご提示頂きますようお願い申し上げます。) ③保守・改修業者との打合せは必須でしょうか。必須の場合、リモートでの開催は可能でしょうか。 ④保守・改修業者の求める連携テストの項目数及び主要内容を教えてください。(過去の実績等、大まかな想定で構いません。また、想定がない場合はその旨ご回答下さい。)	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③打合せは必須です。リモートでの開催については、項番1と同様です。 ④「疎通確認テスト」と「パターン網羅テスト」を最低限実施することを定めています。これら以外のテスト実施有無については、改修業務を受託する業者によって変わります。また、連携テストの項目数は連携仕様を確定し、連携により発生するパターン数が確定してから決まることから、現時点では未定です。
10	就学援助システム再構築・運用業務 調達仕様書	P13	9 テスト要件 (7) テストデータ	現地テストの実施について、貴市承諾のもと本番データを利用することが可能と記載があります。この時、保守・改修業者にかかるデータ抽出作業費は、本事業の受注者が工面する必要はない認識です。正しいでしょうか。(本事業受注者が工面する必要がある場合は、お見積り及び見積前提をご提示頂きますようお願い申し上げます。)	お見込みのとおりです。

就学援助システム再構築・運用業務に係る
質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
11	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No17	児童・生徒情報変更	申請児童生徒の情報を連携情報に依らず強制的に修正・変更できる旨の要件が存在します。 ①運用上、強制的に変更することが想定される項目を教えてください。(郵便番号、住所、氏名、氏名カナ、性別、保護者宛名番号など、項目名単位でご教授下さい。) ②強制的に修正・更新した児童生徒は連携の対象から外れるという認識で良いでしょうか。	①住所、氏名、氏名カナ、保護者氏名、保護者氏名カナ 等 ②お見込みのとおりですが、任意の操作により再連携が可能であることが要件となります。
12	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No21	特記事項管理	DV、原級留置、児童扶養手当、ひとり親等の特殊項目の管理ができる旨の記載があります。 ①児童扶養手当は連携し取得されるものと認識しております。手動で管理することも想定されていらっしゃるのでしょうか。 ②DV、原級留置、ひとり親の情報は学齢簿システムとの連携項目に含まれますか。 ③「等」とありますが、その他管理したい特殊項目についてご教授下さい。	①情報連携に関し同意が得られない場合や市外で受給している際に手動管理を行うことが想定されます。 ②DV、原級留置は含まれます。 ③必須項目はその他にありません。
13	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No31	認定処理①	各認定要件との対比により計算し、システムで判定できる要件に関する記載があります。貴市認定判定の条件をご教授下さい(就学・特支共に)。	就学援助は、本市ホームページに掲載される要件のとおりです(将来的に雑収入のうち公的年金も収入として扱う可能性があります)。 特別支援教育就学奨励費は、国が示す収入額の算定に用いる項目と同一です。
14	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No32	認定処理②	「認定理由等を選択した場合強制的に認定できること。(例:被災世帯について、特別要件として強制認定を行う場合など)」とあります。 ①「認定理由等」とありますが、認定理由以外に何を選択した場合強制的に認定されれば良いのでしょうか。 ②要件No34に強制認定・否認定が存在します。この機能を利用して任意の認定結果を入力後、更に任意で認定理由を入力できれば上記の要件は充足すると考えます。そのような認識で良いでしょうか。 ③例に「など」と記載がありますが、その他どのようなケースがありますか。想定されるケースを全て教えてください。	①認定理由のみ想定しています。 ②提案の運用も可としますが、認定理由が追加可能であることは必須となります。 ③上記①のとおり認定理由の追加を想定しています(例の他、「学校長が必要と認める世帯」等も追加の認定理由として挙げられます)。

就学援助システム再構築・運用業務に係る
質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
15	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No37	認定期間	「認定期間の変更に対応できること。(例 認定期間 当該年度9月から翌年8月までを認定期間に設定する等。)」とあります。 ①1度認定された児童生徒について、年度が変わった際に再度認定処理を行わず認定扱いにするという意味でしょうか。年度の開始月及び終了月を変更したいという意味でしょうか。 ②年度の開始月及び終了月を変更したい場合、小学校6年生及び中学校3年生の支給処理はどのように扱われる想定でしょうか。 ③「当該年度9月から翌年8月までを認定期間に設定する等」とありますが、その他どのようなケースがありますか。想定されるケースを全て教えてください。	①後者の意味となります。 ②定額支給費目は、適用月に応じて支給額を設定することとなるため、進級を伴う児童生徒は認定期間に応じて、小・中学校それぞれの支給額を認定する想定です(例 認定期間を9月から翌年8月までとした場合の小学6年生9月からの学用品費:小学6年生の学用品費年額×7/12+中学1年生の学用品費年額×5/12)。 ③上記①のとおり、いずれか任意の月を開始月とし、以後1年間を認定期間として設定することが想定されます(10月から翌年9月、4月から翌年3月まで等)。
16	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No61	認定基準マスタ	認定基準マスタで管理できる項目として「生活扶助第一類・第二類・冬季加算額、期末一時扶助、住宅扶助、教育扶助等」と記載があります。 「等」とありますが、その他どのような項目が認定基準額マスタで管理される必要がありますか。必要な項目を全て教えてください。	左記の他、高等学校等就学費、勤労控除(現行の就学援助の運用では認定基準に加算しています)を管理する必要があります。
17	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No67	学年更新	「4月以降の任意の時点で、申請児童・生徒の学年を1年進行させることができること(年度更新と独立した操作が可能であること。)」とありますが、学年は学齢簿で管理している情報と考えております。そのため、学年の進行は、学齢簿の連携に依存する認識です。 就学援助側で学年の進行をする具体的な理由・運用をご教授ください。 学齢簿側で年度管理をしていない、または学年は連携しておらず、進級管理が就学援助で行う想定であれば、その旨をご回答ください。	学年管理は学齢簿で行っておりますが、これを就学援助に適切に反映させ、学校長の支給口座や学用品費の支給額等を正しく反映させることを意味しています。
18	就学援助システム再構築・運用業務 機能一覧	No68	年度更新	「年度終了後2年間のデータを残し、それ以前のデータを一括消去できること」とあります。今後の新規に「3年に1度」「小学校・中学校で1度」などといった費目が追加になった際に対応できなくなることが想定されます。データ消去は必要でしょうか。(特殊なケースであろうと思いますが、児童数の少ない学校で複数学年合同の就学旅行が実施されており、その学校で既に修学旅行費を受給した児童が転校して再度別の学校で修学旅行に参加した時、過去データを削除していると、システムでは修学旅行費を受給している事実が参照できなくなると思われます。)	データの一括消去は必須です(ご指摘のケースについては学校への状況確認等、システム外で情報を参照する見込です。)

就学援助システム再構築・運用業務に係る
質問回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	回答
19	就学援助システム再構築・ 運用業務 帳票要件対応 表 様式	-	-	帳票のレイアウトをご提供ください。(未確定のものは希望案 をご提供下さい。レイアウトに決まりがないものについてはそ の旨を教えてください。)	各帳票のレイアウトに決まりはありません。 パッケージの標準帳票を最大限活用することを想定していま す。
20	就学援助システム再構築・ 運用業務 帳票要件対応 表 様式	No13	エラーリスト	エラーリストは、パッケージシステムに搭載されている一括処 理時にパッケージ標準のエラーチェックを実行した結果が一覧 形式のファイルで出力されれば良い認識ですが、正しいでしょ うか。	お見込みのとおりです。その他、一括処理時において、エラー の有無及び原因の特定が容易であることを機能として要望し ます。
21	就学援助システム再構築・ 運用業務 帳票要件対応 表 様式	No18	就学援助学校長払個人別支 給明細書	学用品費の滞納者等に学校への代理送付を通知する帳票と のことですが、「学用品費の滞納者等」はどのように管理され ていますか。運用方法を教えてください。(例: 現行の運用で は、学校が学用品費の滞納状況を管理し、ある時点の情報を 教育委員会へ報告している。教育委員会ではその情報を Excelで管理している。等)	現行の運用では、学校が学用品費の滞納状況を管理し、就学 援助の学用品費支給の都度、ある時点の状況を教育委員会 へ報告しています。教育委員会はこれを受けて、システム上で 対象者の学用品費の支給先を学校長に変更しています。